

# HEART COMMUNICATION

2024  
秋号



朝晩ようやく過ごしやすい時節となってまいりました。

今年の夏は酷暑でございましたが、皆様お変わりございませんでしょうか。この暑さが来年以降も平常となるとのこと、四季のある日本に戻ってほしいと願うばかりです。

さて、10月も各種物品の値上げが相次ぎました。1年に幾度と値上げのニュースがあり、世間は値上げに鈍感になっているかもしれませんが、これは物品に限ったことではございません。最低賃金の引き上げも10月以降開始され、1,000円を超える都道府県が15となりました。

原材料・人件費高騰により事業主様の負担も増えてきております。コストプッシュ型インフレを打開するためには、コストの値下げ交渉も必要かもしれませんが、適切な利益率での価格転嫁が必要です。今一度、御社の商品・サービスの価格設定を見直されてはいかがでしょうか。

固定費見直しという面では、デジタル化の推進も一役買っている面がございます。給与もデジタル払いができるようになり、徴税についても国税庁はキャッシュレス納付を推進しています。

目に見えないサービスを脅威に感じる面もありますが、今後はデジタル化を無視して事業継続は適わない時代になっています。あらゆる可能性を考えながら、先行き不透明な時代を共に乗り越えて参りましょう。

本年も残すところあとわずかです。

2024年を振り返りながら、積み残しなく新年をお迎えください。

高田総合会計事務所  
所長 高田 直浩

## お客様の e-Tax (国税) 利用者識別番号取得状況について

このたび、国税庁ホームページ【e-Tax】の個人マイページから NISA 口座の開設状況を確認することが可能になりました。

これに伴い、e-tax の利用者識別番号の新規取得を検討されている方もいらっしゃるかと思います。

弊社のお客様は、既に e-Tax 利用者識別番号を取得している可能性がありますので、ご自身で利用者識別番号を新規に取得される場合は、一度弊社までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、令和 6 年 4 月以降にご自身で e-tax 利用者識別番号を取得されたお客様につきましては、担当者までご報告ください。



## ▶▶▶▶ 年末調整のご案内 ▶▶▶▶

本年も税務の一大行事である年末調整の時期が迫ってまいりました。

事業主の皆様におかれましては、各種必要書類(扶養控除等申告書・基礎控除等申告書・保険料控除申告書)を従業員の方へ配布、またはオンラインシステムをご利用いただき、書類を早期に回収いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年の年末調整では定額減税に係る「年調減税事務」が実施されます。

そこで、令和6年年末調整事務について確認すべきポイントを3点まとめました。

### ▶▶▶ そもそも「年調減税事務」とは

現在、毎月の給与支給時に定額減税が実施されていますが、最終的には年末調整時点の定額減税額に基づき税額の精算を行う事となります。

この年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額の精算を行う事務を「年調減税事務」といいます。



### ▶▶▶ 控除対象者の確認を行いましょ

給与収入が2,000万円を超える方については、年末調整の対象とはなりませんので、確定申告で精算を行うこととなります。

なお、年末調整対象者のうち、合計所得金額が1,805万円を超える見込みの方は、既に減税された分についての精算を行い、年調減税額の控除をしないで年末調整を行います。

### 控除対象者かつ、これまでに定額減税を受けていない方への対応について

#### ●令和6年6月2日以降に就職された方

上記の方は「基準日在職者」(基準日:令和6年6月1日)に該当せず、月次減税の対象外となっていたため、年末調整の際に定額減税の適用を受けることとなります。

#### ●令和6年6月以後、最初に支給された給与以後に扶養親族等の変更が発生した方

月次減税事務は令和6年6月以後最初に支給された給与から実施されていますが、最初の月次減税事務を行う前に提出された扶養控除等申告書又は源泉徴収に係る申告書の記載内容に基づいて定額減税額が決定されています。

そのため、月次減税事務実施期間中に扶養親族等の変更があっても、月次減税における定額減税額に変更はありませんでした。その代わりに、年末調整において、扶養親族等の変更を考慮した定額減税額によって年調減税事務を実施します。

上記のようなケースが想定されるため、本年は特に扶養控除等申告書の記載に誤りがないよう、従業員の方へ注意喚起をお願いいたします。

### ▶▶▶ 年調減税実施後、年調所得税額から控除しきれなかった定額減税額があった場合

源泉徴収票の摘要欄に、年調減税額の「控除外額」としてその金額を記載します。

定額減税は令和6年分の所得税に関して実施されるため、令和7年分以降の所得税に繰り越して控除するという仕組みが採られていません。

控除しきれなかった金額を、次年度以降の給与に係る源泉所得税から控除する事のないよう、ご注意ください。

※令和6年分の所得税額から定額減税額を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が、居住する市区町村から給付されます。

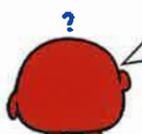
# 会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

年調減税事務について、左ページとあわせてさらに詳しく確認していきましょう。実際の事務処理や国税庁ホームページで掲載されている「年末調整計算シート」の使い方は、個別に担当者からご案内します。



「年調減税事務」って事じゃが、月次減税事務もやっとするし、これは年末調整でも定額減税の恩恵が受けられるって事なんじゃろうか？

年調減税事務によって追加で減税の恩恵が受けられるわけではありません。月次減税事務は、令和6年6月1日時点での情報をもとに実施されていますので、6月2日以降に就職された方や扶養家族等の変更があった方についても、月次減税事務においては減税額を当初のまま、変更しない形が採られています。そのため、年調減税事務で年末調整時点での最新の情報によって算定した定額減税額を反映させて、所得税額を計算する必要があります。



合計所得が1,805万円を超える人も月次減税は受けていたはずじゃが、年調減税の適用を受けられないとは、どういう事なんじゃろうか？

確かに、合計所得が1,805万円を超える方であっても、基準日在職者に該当している場合は月次減税の対象となるため、月次減税を受けていました。しかし、上記の方は年末調整において、年調所得税から年調減税額(年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額)を控除せずに年調年税額を計算します。なお、合計所得が1,805万円を超える方は、そもそも年末調整の対象外となりますので、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行います。



青色事業専従者に対しては、年調減税の適用はあるのじゃろうか？

はい。あります。青色事業専従者は、納税者の同一生計配偶者や扶養親族には該当しないため、当該納税者と生計を一にしていたとしても定額減税の計算には含まれない事から、青色事業専従者には定額減税の適用は無いと判断されるかもしれません。しかし、青色事業専従者についても、その主たる給与の支払者の元で月次減税を受け事が可能であり、年末調整や確定申告で定額減税の適用を受ける事ができます。



年調減税事務をする際に、経理担当者が特に注意しなければならない事はなんじゃろうか？

令和6年6月2日以降に出生や死亡等、就職または離職といった事象によって扶養親族に変更が生じていないかの確認を注意して行ってください。誤解されがちですが、扶養親族における年少者(16歳未満の者)は所得税法上では扶養控除の対象に含まれませんが、定額減税においては扶養親族に含まれますので、扶養控除等申告書に記載漏れがないように注意を呼び掛けてください。また、同一生計配偶者等の所得金額については、退職所得金額も合計所得金額に含まれますので、当該所得の漏れがないか確認して下さい。

## 現行の健康保険証の新規発行終了とマイナ保険証への切り替えについて

令和6年12月2日に、現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードでの健康保険証を基本とする仕組み、いわゆる「**マイナ保険証**」に移行します。

(※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられます。)

そのため、現行の保険証が完全廃止となる令和7年12月2日までに、マイナ保険証の登録手続きを進めていただく必要があります。

### ○すでにマイナンバーカードをお持ちの方

マイナ保険証の利用登録をご自身で行っていただくことで、お持ちのマイナンバーカードがマイナ保険証として利用できるようになります。

マイナ保険証の利用登録を行ったか不明な方はマイナポータルから確認できます。

また、医療機関等でカードリーダーが使用できない場合などのために、マイナンバーカードとあわせて窓口で提示する事で医療機関の受診が可能になる「資格情報のおしらせ」が各機関から発行される予定です。

※「資格情報のおしらせ」のみでは医療機関を受診する事はできません。ご注意ください。

### ○マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方

順次、被保険者資格の情報などが記載された「資格確認書」が無償交付されています。資格確認書の提示により、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

## TOPIX

令和6年11月1日より

「**フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）**」が施行されます。

これは、フリーランスと取引する全ての事業者が守らなければいけない法律です。  
業種・業界の限定はなく、発注事業者からフリーランスへ委託する全ての事業が対象となります。

### 【法律の目的】

フリーランスの方と  
発注事業者間の  
**取引の適正化**

フリーランスの方の  
**就業環境の整備**

⇒ フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることを目的としています。

※詳しくは、公正取引委員会「公正取引委員会フリーランス法特設サイト」をご確認ください。